

## 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

### 第14回会合 議事要旨

1 日時 平成24年6月29日(金) 10:30～12:30

2 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3 出席者(敬称略)

#### ○構成員

相田構成員(座長代理)、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、  
長田構成員、野原構成員、藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)、松本構成員  
(欠席: 國領構成員)

#### ○ワーキンググループ主査

新保主査

#### ○オブザーバ

安心ネットづくり促進協議会 スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由の  
インターネット利用に関する作業部会 藤川主査

#### ○総務省

松崎総務副大臣、  
小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、  
安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、斎藤データ通信課長、  
玉田消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、松井消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 松崎総務副大臣挨拶

(3) 議題

(ア) 「安心ネットづくり促進協議会 スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ  
経由のインターネット利用に関する作業部会 報告書」について

(イ) 「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG最終取りまとめ」  
について

(ウ) その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 松崎総務副大臣挨拶

スマートフォンの急速な普及に伴い、さまざまな情報が外部に送信され、利用されてしまうことについては、国民の中にも大変懸念が広がっている。

こうした状況の中、ワーキンググループにおいて、新保主査の下、スマートフォン上の利用者情報の取扱いの在り方、利用者に対する情報提供・周知啓発とリテラシーの向上の在り方等について、ことし1月から短期間で大変精力的なご議論をいただき、

ありがとうございます。

スマートフォンの利用者情報を適正に取り扱うこと、関係する事業者の責任として自ら行っていただくことなどを含め、利用者のリテラシー向上に当たっては、関係事業者はもとより、教育関係者、PTA、消費者団体、国等が幅広く連携し、草の根レベルでの周知啓発活動が重要であると思っている。さらに、スマートフォンの基盤となる技術やアプリケーションの提供はグローバルに行われていることから、利用者にとって安全・安心な利用環境を整備する上では、官民での国際連携も重要だと思っている。

スマートフォンに着目をし、利用者に関する情報やプライバシーへの問題への対応を体系的に取りまとめでいただくことは、多分、世界でも一番早いことではないかと思っており、期待をしていたところ。本日は、闊達な議論をお願い申し上げる。

(2)「安心ネットづくり促進協議会 スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会 報告書」について

- ・資料1-1及び資料1-2に基づき、安心ネットづくり促進協議会スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会報告書について、藤川主査から説明が行われ、意見交換を行った。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(清原構成員)

- ・資料1-1の5ページの「利用者リテラシーの向上」に「国の行政機関等を積極的に活用することにより、地域における関係者の取組みを効果的に進めるための体制整備が必要」とあるが、具体的に国への要望や提案があれば教えていただきたい。

(藤川主査)

- ・都道府県レベルで多様な立場の関係者が一堂に会しての議論を各地で重ねることが、スマートフォンという新しい課題に対応して、より重要になってくるのではないかと考えている。保護者、教育関係者も含めて、子供に近い方々は、スマートフォンのサービスを提供している側の考えは全然分からない。民間だけでは限界があるので、地方・国の行政機関等が間に入って、定期的に顔を合わせながら議論をしていくことが求められているのではないかと考え、こうした項目を入れている。

(清原構成員)

- ・各都道府県あるいは市町村の教育委員会や青少年の健全育成にかかわる行政の部門も連携の充実が図られることが有用だと思う。基礎自治体である市町村、あるいは広域自治体である都道府県と国というような広がりについても記述すると、取り組みの広がりが図られると感じた。

(座長)

- ・清原構成員には、三鷹市長として、地方公共団体も大いにリテラシー向上に努めていただきたい。

(事務局)

- ・先般、高校PTA全国総会に招かれ、スマートフォンのリテラシー向上のために何

かできないかという話を多くのPTA会長からいただいたところ。地方総合通信局を各地でのコーディネーターとして、いわば安心ネットづくり促進協議会活動の地域展開のような形で何かできないかということ、現在、検討しているところ。

(座長)

- ・今後、この報告書を踏まえ、引き続き、安心・安全な青少年のインターネット利用環境の整備に取り組んでいただきたい。藤川主査におかれては、関心の高い問題をまとめられたことについて、改めて御礼申し上げる。

(3)「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG最終取りまとめ」について

- ・資料1-1及び資料1-2に基づき、スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG最終取りまとめについて、新保主査から説明が行われ、意見交換の後、パブリックコメントに付すこととされた。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(野原構成員)

- ・国際連携の推進が重要だということは言うまでもないが、変化が速く、グローバルに事業が動くことが大きな特徴。あまりかたい状況をつくってしまうのではなく、随時変化に対応できるような柔軟な体制・状況をつくっていくことが重要。
- ・重要なプラットフォーム事業を握っているのはほとんど米国企業。このような状況を踏まえると、国内で法制度や業界主導のガイドラインを作って国内環境を整える際にも米国等の海外動向に合わせる必要がある。また、国際連携を今よりさらに重視して、誰と、どのような連携をどういうタイミングでどの程度やれば、グローバルな市場創出に絡むことができ、日本の市場もうまく環境整備ができるのかという視点が必要になってくると思う。資料2-1の14ページの位置づけよりも、さらに国際連携の在り方を重視することが重要ではないか。

(新保主査)

- ・変化が速い、グローバルな対応ということについては、スマートフォンの普及によって従来のICT利用環境が大きく変化をしており、この変化への対応ということについては今後のフォローアップといった観点からも非常に重要な点であるということ、を提言案でも触れている。
- ・国際連携の在り方については、今回はスマートフォンにおける利用者情報の取扱いという観点からの検討を行ってきた。国際連携の推進にいても、現状の枠組みにおいて可能な範囲における国際連携の取り組みについて示している。
- ・私見だが、個人情報保護・プライバシー保護一般の問題として、我が国にはプライバシー・コミッショナーがないということで、国際連携をしようにも国際的には相手にされていないという現状がある。コミッショナー会議では我が国は単なるオブザーバ参加であり、情報発信をしたくてもできない現状にある。コミッショナー会議でメンバーとして認められることが当然必要になってくるだろうし、個人情報保護・プライバシー保護について諸外国のコミッショナーと同等の統一的な対応が

できる組織が当然必要になってくるというふうに考えられるが、ワーキンググループの検討範囲を超えているので、今回は現状で可能な国際連携の推進という枠組みについて記載をしている。

(野原構成員)

- ・提言を英文化してホームページに掲載するだけでなく、どうやって見せればより幅広く見てもらえるのかということも、ぜひ考えていただきたい。

(事務局)

- ・国際連携については、例えば先進国間では日米インターネットエコノミーのような枠組みがある。国際的にも、OECDのICPPに参加をいただいている部分がある。特に先進国との間では、プライバシーの分野はこれから具体的に大事な論点になっていくと思っている。また、途上国においても同様の問題が今後起こり得るので、我々の経験を、ITU、APEC等の途上国も参加しているフレームワークでどのように紹介していくのかということもスコープとしている。

(松本構成員)

- ・提言の方向性について異論はないが、情報の利用目的という軸と、取得のプロセスが適正かという軸が2つあるので、あわせて考えていく必要があるのではないかと。
- ・資料2-1の8ページにあるように個人情報保護法上、利用者情報の取得に同意は不要だが、スマートフォン利用者情報については、原則同意を取得することとしている。通常、個人情報の場合の取得に同意が不要というのは、公開されている情報の取得、第三者が自発的に提供する情報、本人が相手方とのやりとりの中で必然的に出す情報などについて同意が要らないということだと理解している。だが、スマートフォンの利用者情報の取得の仕方というのは、そういうレベルではなくて、いわば他人の家に勝手に入ってきて家捜しをして価値のある情報をかっさらっていくというのに近く、少し分けたほうがいいのではないかと。

(新保主査)

- ・不正な情報の取得という観点からは、資料2-2提言案では47ページと53ページに記述がある。
- ・目的外利用、第三者提供という観点からは、現行の個人情報保護法上、利用目的の明示だけでは足りず、目的外利用、第三者提供に当たっての同意が当然必要となってくるので、提言案では従来どおりの個人情報保護法に基づく同意の取得が必要と記述している。

(松本構成員)

- ・電話帳情報を提供するというのは書面直接提供してない。間接提供とも言わないのではないかと。第三者経由で行く場合は間接提供かもしれないが、無関係な電話帳を勝手にかっさらっていくというのは、提供とは言わないのではないかと。

(新保主査)

- ・アプリケーションがスマートフォン内部における電話帳情報を読み取るということは個人情報の直接書面取得に当たり、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む情報の取得に係る取得にあ

たると理解してよいのではないか。

(松本構成員)

- ・書面による直接提供であれば、自分自身が書くわけだが、電磁的記録が書面と全く同じで、スマートフォンに入っているすべてのデータが書面提供と同じ扱いを受けるという解釈で個人情報保護法が運用されていることに問題があると思うので、解釈の仕方を変えるなり、運用の仕方を変えるなりすることが、大変重要ではないか。

(相田座長代理)

- ・問題は、気がつかないうちに許諾してしまって全部情報を持って行かれてしまう、基本的な設計に問題があるのではないかということで、例えば、セキュリティー・ポリシーのように何段階にもセキュリティーレベルがあるように、ここまでは見せていいというようなことを利用者が上手にコントロールできるようにするためにOSなりプラットフォームの設計自体がどうあるのが望ましいのかというようなことについて、国際的にも連携して、スマートフォンにおけるプライバシーデザインはどういう形が望ましいのかということのリファインしていくことをぜひお願いしたい。

(岡村構成員)

- ・個人情報保護法関係で、Aがスマートフォンを保有していて、そこに電話帳データB、C、Dがあるとすると、B、C、Dの名前が入った電話帳を第三者提供しているのは、提供元はAであって、スマートフォンのアプリケーション業者が提供先になる。通常はスマートフォンの持ち主Aが個人利用者だということになると、一般的には個人情報取扱事業者にあたらないから個人情報保護法23条の義務がかからないというのが、基本的な考え方だと思う。
- ・だが、例えば会社支給のスマートフォンであって、業務だけに使っているということになると、会社全体として個人情報取扱事業者に当たり、Aという担当者は勝手に提供してはいけないことになる。アプリケーション業者からすれば、電磁的記録による書面での取得ではあるが、Aを介してB、C、Dを本人とする情報を取得するので、それは間接取得になるという構図になるのではないか。問題は、利用目的が十分特定されているといえないこと。その場合は、日本の事業者ならば個人情報保護法に反するような状態になるので、日本の事業者だけがまじめにやるというのではなく、海外の事業者であっても、日本でビジネスをやる以上は、国内事業者との関係で不公平にならないように可能な限度で取り締まることも必要ではないか。
- ・端末の識別性はあるが、個人識別性がなければ個人情報ではないと言われているが、これも、虚偽の説明による同意の取得はウイルス作成罪・提供罪に該当する場合があるので、総務省が告発するぐらいの覚悟で外国事業者に対してもやっていくべき場合もあり得るのではないか。そうでなければ、外国事業者の特に悪質なところはやり放題というような状態となるおそれがあるといけない。国内にいると厳しい規制を受けるけれども、外国事業者は全然規制を受けないということになると不合理だとの声もあるので、そういう意味で国際連携が重要になる。

(松本構成員)

- ・原則同意を取得する必要がある電話帳というのは、電話帳に載っているところの私

の友人からの同意取得という趣旨なのか。

(岡村構成員)

- ・具体例として松本構成員のスマートフォンに私の電話帳データが載っており、松本構成員の端末から私のデータを吸い上げる。松本構成員が同意をされることでアプリケーション業者に、私を本人とする個人データを提供されるという趣旨。

(松本構成員)

- ・私はむしろ、私の友人データを持って行くことは私の個人情報の侵害だと理解をしており、それが書面と同じように電子的データとしてスマートフォンの中に入っていればすべて持って行ってもよいというのはけしからんのではないかという趣旨。

(岡村構成員)

- ・むしろ、先の例で私のデータが松本構成員を介して勝手に出ていくというのは私のプライバシーを侵害することだから、やめていただきたいという趣旨。ただし、個人情報保護法との関係では、松本構成員は個人情報取扱事業者に該当しない。

(松本構成員)

- ・私と岡村構成員と、二重に同意を必要とするという仕組みにするということですね。

(藤原構成員)

- ・そもそもプライバシーに関する考え方について、自律的に自分たちが意識してルールを設けたという歴史的な背景など、グローバルなディスカッションをする上ではものすごく重要なバックグラウンドであるにもかかわらず、そのバックグラウンドというのはほとんどだれもよくは知らないのではないか。
- ・このようなことをつまびらかにしないことには、開発者が開発段階でプライバシーを念頭に置くというのは大変難しいと思うが、情報が広く行き渡るということは重要なことだと思う。背後にある考え方自体を、事業者、開発者、国・地方自治体等が学ぶことが重要だと思う。違法であるとか、合法であるとか、日本ではこれでオーケーだとかっていうような、そういうレベルの議論にとどまらない考え方が必要ではないかと思う。

(長田構成員)

- ・プライバシーポリシーが掲げられたとしても、その裏で実は何が行われているのか利用者には分からないのが問題。今回の提言案の中に書かれている第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討というところは非常に重要な意味を持つのではないかと思うし、取扱指針の実効性を持たせるためにはこれが必須の条件になるのではないかと考える。
- ・今回、個人情報保護法を超えてプライバシー保護に取り組んで取扱指針を作成したことは本当によかったと思っているが、実効性を持たせるためには日本の法律の在り方を変え、プライバシー・コミッショナーを置けるように持っていかなければいけないと思う。関係事業者がどこまで本当に取扱指針を守っていくのかよく分からない現状では少し法的拘束力を持たせるということが大切ではないかと思う。総務省から個人情報保護法を所管している消費者庁に働きかけ、法改正へ方向づけをしていただきたい。

(木村構成員)

- ・長田構成員の意見に同意。また、意図しない自分の情報が流れてしまうということ  
をぜひ防止していただきたい。ICT端末の状況は変化するので、購入時に加え、  
使用期間中のアップデートなど、継続的な情報提供が必要なので、利用者の視点に  
立って使い勝手を改善して、利用者に確実に届くような情報提供をしていただきた  
い。日本では、初心者、青少年、高齢者がほぼ同じ機能の端末を使うことが多く、  
高齢者用や子供用の端末はあまり使わない傾向があるので、利用者がどのように使  
うのかということを一歩進んだ形で検討していただきたい。
- ・電話帳については、名簿をネットに無防備に置いているような状態。自分のメール  
アドレスを知らせたつもりがないところから変なメールが来るということがよくあ  
り、電話帳の取扱いというのは検討しないといけないと感じている。同意というの  
がどういうものなのか、原則同意にしたら電話帳に記載されているアドレスのすべ  
てを利用していいのかということから、改めて検討をしていただきたい。
- ・主婦連に青少年から寄せられた声で、広告で大学受験の情報提供アプリというの  
があり、スマートフォンでなければ利用できないので、受験生にとっては大変魅力的  
で使いたいのだが、スマートフォンを使う能力や財力がないと使えないという意見  
をいただいた。スマートフォンを利用することがほぼ前提になっているような状況  
で、青少年や高齢者も安心・安全に利用できるという環境を早急に整える必要があ  
る。

(清原構成員)

- ・「スマートフォン利用者情報取扱指針」の基本原則が示され、「プライバシー・バイ・  
デザイン」というキーワードがあるが、安心ネットづくり促進協議会のスマートフ  
ォン利用作業部会の報告書のキーワードは「青少年保護・バイ・デザイン」であり、  
昨年10月の本研究会提言「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる  
環境の整備に関する提言」のキーワードも「青少年保護・バイ・デザイン」だった。  
今回の提言の「プライバシー・バイ・デザイン」と「青少年保護・バイ・デザイン」  
をどう関連づけるのか整合性が気になった。
- ・今回の提言案のタイトルは「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」だ  
が提言のタイトルが英語・片仮名だけというのは珍しいことだが、提言案で国際連  
携、国際的なリーダーシップ、イニシアティブということも強調されているので「ス  
martフォン プライバシー イニシアティブ」というタイトルに賛同したい。副  
題も、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いに係るプライバシー問題等につ  
いて、日本における先駆的な検討結果であることを示すイニシアティブ、関係事業  
者等や業界団体の自主性を尊重したイニシアティブだという「はじめに」の趣旨を  
踏まえて、この提言が出る意味があると思った。
- ・10年間で携帯電話の状況も変わってきて、スマートフォンというのは一つの技術  
的な移行だと思うが、異世代が生きるこの日本社会の中でスマートフォン以外の選  
択肢というのはあったほうがいい。スマートフォンの普及率が結局100%になる  
ということはあるかもしれないが、いずれすべてスマートフォンになると言われる

割にはスマートフォンには問題が多いということはこの提言も物語っている。できるだけ早くこの提言のパブリックコメントをしていただいて問題提起していく中で、よい意味での国民的議論になっていくことが望ましいのではないかと。

(松本構成員)

- ・利用者情報としての電話帳だとか通信履歴だと考えていたため、私の情報を勝手に持って行っては困るんだと、きちんと同意を取るんだということだと理解していたが、岡村構成員は、私の友人のサイドの個人情報について私の同意だけで出ていくのはけしからんじゃないかというご趣旨だという説明がありました。しかし、提言案61ページを見る限りでは、スマートフォンの利用者である私の個別の同意をきちんと取りなさい、電話帳などについては、目的に応じ必要とされるフィールドを限定して取りなさいということで、その注6で、「その場合であってもこれら情報は一方当事者の同意のみしか得られていないため、利用者の一定の責任を免れない」という書き方をしている。つまり、私の友人の同意も取らない限り電話帳情報はそもそも取れないというわけではない、通信履歴に関してもそうだと読める。岡村構成員の説明はあり得るけれども、この提言の立場ではないということか。

(新保主査)

- ・現行の法解釈も含めて、この提言の考えをもう一度確認させていただきたい。まず、現行の個人情報保護法の解釈では、直接書面取得時の利用目的の明示について、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、その利用目的をあらかじめ明示しなければならないとなっている。例えば、電話帳に記載されたその本人以外の情報を直接書面取得する場合には、まず現行の法解釈では、本人から直接書面に記載された当該本人以外の個人情報を取得する場合には個人情報保護法18条2項の直接書面取得時の利用目的の明示は適用されず、直接書面取得時ではない18条1項の間接取得が適用され、通知・公表のみで、本人への利用目的の明示は不要。「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」では、18条2項の利用目的の上乗せ手続として同意手続を求めるという形にしている。つまり本人から当該本人の個人情報を取得する場合の同意という形で現行の個人情報保護法の利用目的の明示プラス同意という構成にして、当該本人以外の個人情報をその本人から取得する場合には利用目的の明示プラス同意の要件は課されないということ。
- ・この点の問題として、その本人からその本人以外の人の情報を取得するときになぜ同意が取れないのかという問題だが、これはスマートフォン利用者の責任の範囲内に入ってくる問題であり、利用者が同意をするということは当該本人の同意によって第三者の情報が提供されるということになる。現行の法制度では、個人情報取扱事業者が当該本人が当たる場合には第三者提供に当たっての同意の問題が出てくるが、個人情報取扱事業者当たらない場合にはそもそも23条の適用もないため、当該本人が同意をすれば第三者提供の制限は受けないという解釈にならざるを得ない。ただし、プライバシー保護の問題が出てくるので、今回の取り組みでは、まずは利用者本人に、スマートフォン プライバシー ガイドに示しているように、文字どおり何も理解せずに同意ボタンを押して第三者提供してしまうということは、当

然注意が必要。ただし、法的には別途同意を取るということは現状では難しいという解釈。

(松本構成員)

- ・当該本人とはすべてスマートフォンの利用者、例えば私と考えてよいか。

(新保主査)

- ・そのとおり。

(松本構成員)

- ・私が私のスマートフォンに載っている電話帳情報を第三者に提供することについての同意は、従来は必要なかったのか。

(新保主査)

- ・当該スマートフォン利用者Aが当該スマートフォン利用者以外のBの個人データを第三者であるCに提供しようとしている場合にどの部分で個人情報保護法上同意が必要かということについて、当該利用者AがCに情報（個人データ）を提供する場合に、当該Aが個人情報取扱事業者である場合には、AはBに対して個人データを提供することを確認した上でCに提供しなければ第三者提供の制限に違反することになる。ところが、個人情報取扱事業者ではない一般の利用者AがBの個人データをCに提供するときには、法23条の第三者提供に当たっての同意は不要。この観点からは従来から同意は不要となっている。今回この部分は、Cであるアプリの提供者がAからBの情報を取得するときに、Aから同意を取るように求めているが、Bの同意を取ることについては求めている。なぜかという、CがAの情報を取得するときにBの情報も取得することは、Aから見ると提供、Cから見ると間接取得ということになるという解釈。

(岡村構成員)

- ・個人情報保護法上、Aが個人事業主として個人情報取扱事業者にあたれば無断第三者提供になるというのは、先程の例で言うと、B、C、つまり友だちの問題。ところが、松本先生自体の同意が要するとすると、松本先生が知らないうちにアプリがかっさらっていくという形になれば、それは刑法のウイルス罪の適用の問題で違法、犯罪になる可能性があると思う。

(新保主査)

- ・私が今申し上げたのはあくまで個人情報保護法の解釈が従来の解釈のとおりということ。不正指令電磁的記録等の供用罪ということで、結果的にそのような不正なアプリを用いて情報を取得する行為については違法であるということは、こちらの最終取りまとめでも触れている。

(岡村構成員)

- ・個人情報保護法上どうかということはいさしわかりやすく表現したほうが誤解を生じなくてよいのではないか。

(長田構成員)

- ・ウェブの広告の挿入の仕方や無線LANでの広告の入れ方など指摘されているものもあると思うのでこの研究会を続けて頂きたい。

(4) その他

- ・次回の第15回会合は別途事務局から連絡。

以上